

免許法別表3により専修免許状を取得する場合（幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭）

免許法別表6により専修免許状を取得する場合（養護教諭）

取得しようとする免許状		幼稚園教諭 専修免許状	小学校教諭 専修免許状	中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状	養護教諭 専修免許状
① 有することを要する免許状		幼稚園教諭 一種免許状	小学校教諭 一種免許状	中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状	養護教諭 一種免許状
② 必要な在職年数		幼稚園教諭として3年	小学校教諭として3年	中学校教諭として3年 (取得しようとする教科での勤務)	高等学校教諭として3年 (取得しようとする教科での勤務)	養護教諭として3年
①を取得した 後に修得すべ き科目	大学が独自に定 める科目	1.5単位	1.5単位	1.5単位	1.5単位	—
		—	—	—	—	1.5単位

※中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状を取得する場合、有することを要する一種免許状は同一教科である必要があります。

<修得すべき単位について>

- ・取得する専修免許状（中学校・高等学校は教科も一致すること。）の認定課程を有する大学院の課程、大学の専攻科の課程、認定講習又は公開講座等で修得したものであること。
- ・単位の修得時期は、有することを要する一種免許状を取得した後であること。
- ・「大学が独自に定める科目」の修得については、その他の「教科（養護）及び教職に関する科目」の修得に代えることも可。

<在職年数について>

- ・必要な在職年数は、一種免許状取得後、当該一種免許状の校種及び教科で、所定の期間を良好な成績で勤務すること。
- ・非常勤講師の期間に係る在職年数の算定は、実際の在職年数の二分の一とする。（東京都における任用の場合、期限付き任用、産育休代替での勤務は常勤とする。）

※学校教育法における「教員」（教諭、講師等）としての任用が不明な場合は、必ず雇用先に確認してください。